

戦国期対馬宗氏の書札礼：守護書状の様式論的検討

荒木，和憲
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門

<https://doi.org/10.15017/6781025>

出版情報：史淵. 160, pp.1-40, 2023-03-14. Graduate School of Humanities, Faculty of Humanities, Kyushu University

バージョン：

権利関係：

戦国期対馬宗氏の書札礼

— 守護書状の様式論的検討 —

荒 木 和 憲

はじめに

最近の室町・戦国期研究においては、室町殿（將軍）を上位とする儀礼秩序（ないし秩序意識）という視点から、中央・地方の政治秩序を読み解こうとする動向が顕著である。具体的には家格（¹血統）・官位・書札礼（³）の研究が進展している。むろん室町・戦国期の儀礼秩序研究には多くの蓄積があるが、それを室町幕府内部の儀礼秩序の問題として靜態的に論じるのではなく、中央・地方の政治史と絡めて動態的に論じようとするところに特徴が認められよう。こうした儀礼秩序研究には、中央と地方との儀礼的・政治的連関を追究しようとする方向性と、中央で形成された儀礼を地方がいかに受容・実践していたのかを追究しようとする方向性があると考えられる。すなわち、儀礼秩序研究のスケールとして列島規模か地域単位かという違いがあるわけであるが、決して二律背反のものではなく、双方向的な視点で儀礼と政治との連関を追究する必要がある。

儀礼秩序研究を地域単位で考えようとすると、九州に関しては、大内氏・相良氏による官位・官職の獲得運動とその政治的意図を論じた山田貴司氏の研究が特筆される。官位・官職の実利性ないし在地効果の有無——当該地域における何らかの政治的効果の実在を認めるか、たんなる虚飾とみなすか——については論者の見解が分かれるところであるが、山田氏はその実在を政治史的視点から導き出している。⁽⁵⁾ 列島規模での書札礼研究を進める小久保嘉紀氏は、九州の書札礼研究の遅れを指摘した上で、大内氏書札礼（「相良武任書札巻」）と大友氏書札礼（「御当家書札認様」）を分析している。⁽⁶⁾ こうした家単位で書札礼が成立する場合だけでなく、幕府に出自をもつ武家故実家が作成した書札礼を受容する場合もあったことは、島津氏における伊勢流故実の受容を論じた水野哲雄氏の研究に示されている。⁽⁷⁾ 総じて九州の書札礼研究は緒にたばかりであり、書札礼を儀礼秩序の一要素としてとらえ、政治秩序との連関を追究することが九州政治史研究の課題の一つといえよう。以上の問題意識にもとづき、本稿においては、対馬宗氏の書札礼に注目し、戦国期北部九州における儀礼秩序がどのように政治秩序と連関していたのかを追究することにする。⁽⁸⁾

北部九州においては、武家故実家である伊勢氏一族とその被官蛭川氏の活動が天文年間に顕著となる。伊勢貞順（六郎左衛門尉・駿河守）は天文十五年（一五四六）頃から豊後に在国し、同二十一年の大友晴英（大内義長）の大内家入嗣に際しては、陶隆房とともに供奉している。この間に対馬守護宗義調に伝授した故実書のうち七巻の現存が確認され、うち一卷は天文二十年の奥書を持ち、全五〇か条にわたる体系的な書札礼の伝書である。⁽⁹⁾ 貞順は豊後田原氏にも断片的ながら書札礼を伝授している。⁽¹⁰⁾ また、蛭川親順（新右衛門入道道運）は大内氏家臣や松浦氏家臣と交流しており、松浦氏重臣の籠手田定経に伝授したとおぼしき『書札之事』の写本も存在する。⁽¹¹⁾ こうした伊勢氏・蛭川氏の活動と書札礼の伝授・受容のありようを追究することが先述の課題に取り組むための糸口となろう。

そこでまず伊勢貞順が宗義調に伝授した書札礼の伝書を検討対象とする。「書札認様少々」の項目から始まるが、表題がないため、『伊勢貞順書札礼』と仮称することに¹²する。ここにみられるような宗氏と伊勢氏との関係は突発的に生じたものではなく、十五世紀半ばから続くものである。両者の関係構築は宗氏の將軍直参化と守護職補任が契機となっているとみられ、とりわけ天文十一年の宗晴康の讃岐守任官と「晴」字拝領、ならびに宗彦七（義調）の「義」字拝領に際しては、政所執事伊勢貞孝（？～一五六二）と執事代蜷川親俊が周旋した様子が具体的に知られる¹³。伊勢流故実が確立するのは足利義政の代、伊勢氏嫡流でいえば、貞親（一四一七～七三）・貞宗（一四四四～一五〇九）の代とされ、十五世紀半ば以来、宗氏の対幕府交渉の「手筋」¹⁴（窓口）である伊勢氏が折に触れて書札礼をはじめとする武家故実を伝授していたことが推測される¹⁵。ただし、宗氏が伊勢流書札礼を受容しているとしても、独自に書札礼を作成した形跡はないため、故実の受容が実践と結びつくものであったか否かは、宗氏が発信した書状との比較によって確かめなければならない。そこで有力な手がかりとなるのが『大永享祿之比御状并書状之跡付』（以下『跡付』¹⁷）と『諸家引着』（以下『引着』¹⁸）という史料である。

『跡付』の現存本は寛政七年（二七九五）の写本である。対馬守護・守護代が対馬島外の諸勢力（戦国大名・国衆など）に発信した書状の案文三三四通を収録する。「大永享祿之比」とあるが、享祿元年（大永八・一五二八）から天文八年（一五三九）までの書状案が主体をなし、永祿年間（一五五八～七〇）の書状案一一通を含む。書状案の配列は必ずしも年代順となっておらず、錯誤・脱落の箇所もあるため、書写段階の原本の損傷・錯簡を反映している可能性がある。『跡付』の編集時に付されたとみられる年付（年次）を全面的に信用することもできない。

『引着』の現存本は昭和八年（一九三三）の写本である。『跡付』と同様、永祿三年から同八年にかけて対馬守護・守護代が対馬島外の諸勢力に発信した書状の案文一七〇通を収録する。書状案は概ね年代順に配列されてお

り、有意なまとまりごとに表題が付される。「從_レ伊勢_一高向屋福嶋彦三郎為_レ使渡候時之草案」との表題から「草案」（土代）が含まれることが知られ、「七月 日」のように日付が空白の書状案もある。最終的に文言が確定した上で作成された案文（控）であるとは限らない点は留意しておく必要がある。

このように『跡付』と『引着』の史料的性格については検討の余地を残すものの、特定の期間に対馬守護・守護代が北部九州の諸勢力に発信した書状の案文を約五百通も伝えるもので、宗氏の書札礼を明らかにする上できわめて有用である。また、書状案の内容面については、北部九州の政治秩序の中核である大内氏の滅亡前後の情勢に関わるものが多い。それゆえ、宗氏の書札礼の受容と実践を明らかにすることによって、戦国期北部九州の儀礼秩序と政治秩序との連関を定点観察することが可能となると考える。

一 伊勢流書札礼の受容

1 『伊勢貞順書札礼』の検討

『伊勢貞順書札礼』は「書札認様少々」七か条と「返札認様少々」八か条から始まる。往信書状と返信書状の「認様」（書き方）を指南したもので、発信者と受信者との関係性に応じ、厚札から薄札に至るまでの七つの類型を示す。これを整理すれば、左記のとおりである。

1型 「主人・貴人等」（主人と貴人）への書状

書止文言は「此等之趣（または此旨）宜_レ預_二御披露_一候、恐惶謹言」である。「直札」ではない（「直札にてハ無_レ

之、其内の人へのあて所たるへく候」。封には実名書と裏書（名字・官名¹⁹）を付す。脇付は付きさないが、返信の場合には「参人々御中尊報」と付すこともある。文字はすべて「真」（楷書）で書く。

2型 「我より^上あかりたる方」への書状

書止文言は「恐惶謹言」で、その直前に「（此旨）可レ得^レ御意」の文言を加えることもある。封には実名書と裏書を付す。脇付は返信ならば「参人々御中」、返信ならば「貴報」である。

3型 「我より少あかりたる方」ないし「等輩」への書状

書止文言は「恐々謹言」である。封には実名書・裏書を付す。脇付は返信ならば「進覧候」、返信ならば「御報」である。本来、「進覧候」と「御宿所」は同等の文言であったが、近年は「進覧候」のほうが厚礼である（「もとハ進覧と書たるハ、御宿所と同前の様に用候つる。近年ハ御宿所より上手へ認候敷」）。

4型 「等輩」「いさゝかあかりたる方」「いさゝか」さかりたるかた^上への書状

書止文言は「恐々謹言」である。封には実名書・裏書を付す。受信者の地位の高さに応じ、封の上書の名宛書は高い位置に書くべきである（「又人の位次第、う^上ハ書を上て可レ書也」）。脇付は返信ならば「御宿所」、返信ならば「御返報」である。

5型 「我よりさかりたる方」への書状

書止文言は「恐々謹言」（「恐々書」）である。封には実名書・裏書を付す。脇付は返信ならば「進^レ之候」、返信ならば「御返事」である。かつては「進^レ之候」が「御宿所」より厚礼である場合もあったが、現在は薄礼である（「又進^レ之候と認候も、依^レ調様^レ御宿所より上手へ認候事も候敷。是ハむかしの事にて候。当時者御宿所よりさかりたる敷」）。「進^レ之候」を返信文言として使用する場合もあるが（「返札にも進^レ之候と認候事勿論也」）、それ

は公的な書状でのことであり、私的な書状には「御返事」を使用する（「又御返事と書は内々の事也。進^レ之候ハ面向^ハ認候也」）。

6型 「我よりはく^{（莫大）}たいさかりたる方」（「一段さかりたるかた」）への書状

書止文言は、「他家の仁」（他家の被官人）であれば「恐々謹言」と書くが、「我被官人」であれば「謹言」とのみ書く。封の上書は「我被官人」に対しては実名書のみとする。「他家の仁」であっても、発信者の地位が高ければ、裏書を付さないこともある。臨機応変に対処すべきである（「わか被官人へハ実名までにて、うら書無^レ之。他家の被官人たり共、此方の位によりて、うら書せぬ事も候。可^レ依^二時宜^一候」）。協付は付さない。

7型 「被官人の中にも猶さかりたる方」への書状

書止文言は「謹言」である。封は実名書のみで、裏書は一切付さない。協付も付さない。「殿」の字は「かな^{（文字）}の殿もし」（「とのへ」状の草書体）とする。協付は付さない。御内書に類するものである。

右の七類型のうち、1〜3型は厚礼（上行）、4型は等礼（平行）、5〜7型は薄礼（下行）の書状となる。『伊勢貞順書札礼』に先行する天文二年（一五三三）の『伊勢加賀守貞満筆記』（「統群書類従」二四下）は、「第一付状」「第二人々御中」「第三進覽之候」「第四御宿所」「第五進之候」「第六打付書」という六つの類型を簡略に列挙する。両者を比較すれば、第一は1型、第二は2型、第三は3型、第四は4型、第五は5型、第六は6型と7型に相当する。念のために断っておくと、協付を付さないものには付状（披露状）と打付書の二種があるが、前者は最も厚礼で、後者は最も薄礼である。したがって、『伊勢貞順書札礼』の冒頭一五か条は、先行する貞満説の第六を細分化して6型と7型を設け、かつ類型ごとに詳細な解説を加えたものと評価される。その際に貞順が指標として重視したのが書止文言・封（実名書・裏書）・協付の三点であり、随所に古今の相違点を注記する。

『伊勢加賀守貞満筆記』第一条に「書札之事、公家方におゐてハ、弘安礼節とて被_レ定置_一事在_レ之。武家の事ハ不_レ及_一其儀_一、被_レ用成_一様体在_レ之云々」とあるように、公家社会では書札礼として『弘安礼節』（二二八五年）が制定されているのに対し、武家社会では慣習的な書札の作成方法があるにすぎなかった。室町幕府が動揺するなかで、それまで幕府で培われてきた書札礼を体系化して保存しようとする故実家の意図と、彼らから故実の伝授を受け、それを実践しようとする地方の武家の意図が交錯したところに、書札礼に関する故実書が生成されたわけである。『伊勢貞順書札礼』は、貞順が幕府内部で蓄積されてきた伊勢流故実を勘案・集成し、独自の見解を加え、かつ地方の武家社会に適合するよう書状様式を明快に類型化することで成立したものと見える。

2 伊勢流書札礼の受容

『伊勢貞順書札礼』の奥書には「右一卷五十ヶ条之事、依_二御懇望_一注進候。但当時之用相替儀可_レ有_レ之。仍書物之事、任_二御誓紙之旨_一、不_レ可_レ致_二外見_一候也」とあり、「当時之用」（現在の用法）が以前とは異なる場合もあると弁明した上で、誓紙を提出して他見を許さないよう求めている。また、第十一条（等輩への返状）に「但、人の依_二覚悟_一相替候あひた、一篇難_二申定_一」、第十三条（さかりたる方への返状）に「人の依_レ用相替候あひた不_レ可_レ有_二一篇_一候」とあるように、各人の「覚悟」（修得の程度）や「用」（用法）によって異なるので、書状様式を「一篇」（二書）で定めることはできないとも断っている。『伊勢貞順書札礼』に先行する伊勢貞陸（一四六三～一五二一）の『常照愚草』（『統群書類従』二四下）にも「如_レ此本来正理を心得候て、時々の様体を被_二見合_一候儀、古今の通法なり」とある。時代・社会の変遷や発信者・受信者間の関係性によって常に変化するものであるという前提のもとに、書札礼の伝授がなされているわけであるが、むしろ政治秩序の変動が著しい戦国期の武家社会であれ

ばこそ、書状往復の指針となりうる体系的な書札礼の伝書の需要が高まっていたといえよう。

さて、宗氏は室町期（一五世紀半ば）に守護に補任されたと筆者は考えているわけであるが、宗成職期（家督在位一四五―六七）において、職制と文書の様式・発給システムが地域色の強いものから守護家に相応しいものへと変化していることも、その論拠の一つとしている²²。領国支配の進展にともない、守護の書下と守護代の遵行状・奉書という下達（下行）文書の様式が整備されていったのである。一方、領国外の諸勢力との意思疎通には、もっぱら書状が使用されたわけであるが、その様式も下達文書と併行して整備されたものではなかるうか。宗氏が故実に通暁する伊勢氏を介し、幕府で形成されてきた下達文書や書状の様式（および形態）を受容していたことが想定される。その延長線上に『伊勢貞順書札礼』の授受を位置づけるべきであろう。

宗氏が領国外の勢力との間で授受した書状の現存例はごく限られるが、戦国期の往信書状については、約五百通が『跡付』と『引着』によって知られる。そのうち守護の書状案から抽出される様式の特徴と、伊勢流書札礼にみえる様式の特徴とを比較検討することで、その受容と実践のありかたを浮かび上がらせることができよう。

二 享禄・天文年間における守護書状の様式

1 守護書状の様式別類型

『跡付』収載の宗将盛（盛賢、家督在位一五二六―三九）の発信書状一七六通、および宗晴康（貞尚・貞泰、同一五三九―五二）の発信書状二一通、合計一九七通²³をもとにして、差出書・上所・名宛書・脇付・書止文言・贈与文言・

形態情報・文書番号(年月日)を一覧化したのが、本稿末尾に付載した【表A】である。これをもとにして、伊勢流書札礼を勘案しつつ、守護書状の様式の類型化を試みたのが左掲の【表1】である。守護書状の様式としては六つの類型が抽出される。

【表1】宗将盛・宗晴康書状の様式別類型

類型	差出書	上所	名宛書	脇付	書止文言	贈与文言
I型	官名+実名	進上	官名+殿	なし	恐惶謹言	令進献(之)候 *令進覧之候
II型	官名+実名(氏+実名)	謹上	名字+殿 名字+官名(仮名)+殿	なし	恐惶謹言 *恐々謹言	令進献(之)候 令進覧之候
III型	実名	謹上	名字+殿 名字+官名(仮名)+殿	*なし 進覧之候	*恐惶謹言 恐々謹言	*令進献候 令進覧之候 *令進入候
IV型	実名	なし	名字+官名(仮名)+殿	御宿所 *御報 御返報	恐々謹言	令進入候 進入候 令進(之)候
V型	実名	なし	名字+官名(仮名)+殿	御宿所 進之候	恐々謹言	進之候
VI型	実名	なし	名字+官名(仮名)+殿	なし	恐々謹言	なし

(注) 名宛書・脇付・書止文言・贈与文言は、厚礼のものを右側に、薄礼のものを左側に配した。また、用例の少ない文言には「*」を付した。

この類型化にあたり、贈与文言を指標に加えたことについて説明しておく。書状の文言は同義語であっても、厚札から薄札までバリエーションがある。たとえば、蜷川道運の『書札之事』によると、謝意文言として、目上

には「忝存候」「畏悦」「恐悦」、等輩には「畏入候」「祝着」「為悦」「怡悦」「本望」、目下には「悦入候」「悦喜」を使用するという。こうした文言の厚薄にも留意する必要があるが、比較の対象とする同義語は一定の頻度で使用されるものを選択せざるをえない²⁴。そこで使用頻度が最も高い贈与文言に着目することにした。もちろん実務的な内容の書状には贈与文言が記されないことが多いが、²⁵『跡付』には儀礼的要素を帯びる書状が多く含まれており、「令_レ進_二献_一之候」「令_レ進_二覽_一之候」「進_二覽_一之候」「令_レ進_二入_一候」「進_二入_一候」「令_レ進_二之候」「進_二之候」の七種が使用されている。『書札之事』は「進献候」「進_二覽_一之候」「進_二入_一候」「令_レ進_二之候」「進_二之候」の順に記載し、前四者を「中」、「進_レ之候」を「最下」とする。こうした書札札を踏まえ、謙讓の意を表す「令_レ」の有無によって七種を設定したものと考えられる。

I型とII型の比較 差出書には「刑部少輔将盛」(官途名+実名)、「大和守貞泰」(受領名+実名)、「平盛賢」(氏(本姓)+実名)の三通りがみられる。「平盛賢」という差出書は、享祿元年(一五二八)十一月九日から天文二年(一五三三)四月十一日まで、大内義興・義隆父子と大友義鑑あての書状に使用されているが、天文三年閏正月十一日付の義鑑あて書状から「刑部少輔将盛」という差出書に変わっている。こうした差出書の相違は、将盛(盛賢)がしばらく無官であったことによる。伊勢貞順が亡父貞久の遺説をまとめた『道照愚草』(続群書類従二二四下)の第百十三条に「無官の人は氏を書。たとへは平貞清など、書_レ之」とあり、『伊勢貞順書札』の第三十六条に「又^(我)わか無官の時ハ、氏と実名はかり書候」とあるように、無官である間は「平盛賢」と書いたのである。その後、将盛は前出の天文三年閏正月十一日付の書状を初見として、世襲官途の「刑部少輔」を称することとなり、²⁶「刑部少輔将盛」の差出書を使用するようになった。したがって、「官名+実名」と「氏+実名」との相違は、差出人の官名の有無によるものである。名宛人側の事情によるものではなく、両者に厚薄の差異はない。

上所はⅠ型が「進上」、Ⅱ型が「謹上」である。前者のほうが厚札であることは言うまでもない。名宛書はⅠ型が「大宰大貳殿」(官名+殿)であるのに対し、Ⅱ型は「大内左京大夫殿」(名字+官途名+殿)と「大友殿」「少貳殿」(名字+殿)である。「大宰大貳殿」は名字を付さない厚札の「官途書」、「大友殿」「少貳殿」は官名を付さずに名字だけを書く、相対的に薄札の「二字書」である。²⁷⁾「大内左京大夫殿」はⅢ型以下と共通する書き方であるから、「二字書」よりも薄札となる。脇付はⅠ型・Ⅱ型ともに付さない。『伊勢貞順書札礼』の「主人・貴人等」への書状(付状)には基本的に脇付を付さないことからすれば、「主人・貴人等」に準ずる存在にあてて書状の様式といえる。書止文言はいずれも「恐惶謹言」である。贈与文言については、Ⅰ型はもっぱら「令_レ進_二献_一之_一候」を使用するが、Ⅱ型は「令_レ進_二献_一之_一候」「令_レ進_二覧_一之_一候」ともに一定数の使用例がある。

このように、Ⅰ型・Ⅱ型は『伊勢加賀守貞満筆記』の第一にみられるような類型をアレンジしたものであり、『伊勢貞順書札礼』のⅠ型・Ⅱ型を参考にするならば、宗氏はそれらを目上にあてて書状の様式として使用していたことになる。ここに宗氏独自の書札礼の実践を読み取ることができる。

Ⅱ型とⅢ型の比較 いずれも上所を「謹上」とする謹上書であるが、『伊勢加賀守貞満筆記』第三条に「謹上書の事、武家には肝要之様申習し候。我よりも上手へも、又等輩へも、又下手へも書_レ之候也。たとへは上手の方へは謹上を真字に書、等輩へはさのみ真にもなく、又下手へは草字也」とあり、『伊勢貞順書札礼』第三十六条に「謹上書の事、我よりあかりたる方へも、又等輩へも認候歟。又少さかりたる方へも可_レ遣也。同礼紙可_レ在_レ之」とあるように、名宛人が差出人よりも「上手」であろうと「下手」であろうと関係なく使用することができた。ただし、「上手」には「真字」(楷書体)、「等輩」には「さのみ真にもなく」(行書体)、「下手」には「草字」(草書体)で書き分けたという。こうした書体の相違を見極めるのは原本に拠るほかに、『跡付』からは知りえない。

しかし、差出書・脇付・書止文言・贈与文言に着目すれば、Ⅱ型とⅢ型の相違は明白である。Ⅱ型は差出書の実名に氏または官名を冠し、脇付がなく、書止文言を「恐惶謹言」とし、贈与文言に「令レ進_レ獻之候」「令レ進_レ覽之候」を使用する。それに対して、Ⅲ型は差出書が実名のみで、脇付を「進_レ覽之候」、書止文言を「恐々謹言」とし、贈与文言を「令レ進_レ覽之候」「進_レ覽之候」とする。Ⅲ型の脇付・書止文言は、『伊勢貞順書札礼』の「我より少あかりたる方」ないし「等輩」への書状（貞順3型、貞滿第三）に相当する。等輩以上にあてる書状の様式といえる。

Ⅳ型・Ⅴ型・Ⅵ型の比較 いずれも差出書は実名のみで、上所を付さず、書止文言は「恐々謹言」である。Ⅳ型は脇付に「御宿所」（往信）と「御返報」（返信）を使用することから、『伊勢貞順書札礼』の「等輩」ないし「いさ、かあかりたる方」「（いさ、か）さかりたるかた」への書状（貞順4型、貞滿第四）に相当する。ただし、Ⅲ型の対象が等輩以上であることに鑑みると、Ⅳ型の対象は実質的に等輩以下ということになる。Ⅴ型は脇付を「進_レ之候」とする「我よりさかりたる方」への書状（貞順5型、貞滿第五）、Ⅵ型は打付書（脇付なし）とする「我よりはくたいさかりたる方」（貞順6型、貞滿第六）に相当する。総じて等輩以下ないし目下にあてる書状の様式といえるが、贈与文言はⅣ型が「令_レ進_レ入候」「進_レ入候」「令_レ進_レ之候」を使用するのに対し、Ⅴ型は「進_レ之候」を使用する。なお、脇付に「御宿所」とありながら、贈与文言が「進_レ之候」である場合がある。錯誤・誤写の可能性もあるが、便宜上、Ⅴ型に分類した。

返信の脇付に關しては、伊勢貞頼の『宗五大双紙』（一五二八年、『群書類従』六）に「貴報 賞翫 尊報 同。御返報 其次等輩へもかく。御報 等輩、御報は御返報より賞翫のよし申方候。大内方此分に候。安富勘解由左衛門・蜷川新右衛門などは、御返報は御報より賞翫の由申上候つる。御返事 我より下へかくなり。愚報 同前」とある。伊勢・蜷川・安富説

では「貴報」「尊報」「御返報」「御報」「御返事」「愚報」の順で厚薄のグラデーションをなすが、大内説では「御報」が「御返報」よりも厚札であるという。この点は『大館常興書札抄』（『続群書類従』二四下）の説とも一致する。

2 書札礼の適用

宗氏書札礼Ⅰ型～Ⅵ型の適用対象を整理すれば、【表2】のとおりである。傍線を付した人物は適用される各類型に変更があることを示す。前項の検討結果を踏まえ、宗氏がいかなる意図のもとに類型を選択・適用したのかを考えたい。

【表2】書札礼の適用対象

Ⅰ型	目上	大内義隆（天文六年三月）
Ⅱ型	目上	大内義興 大内義隆（～天文四年八月） 大友義鑑（享祿三年八月） 少貳冬尚（天文八年）
Ⅲ型	等輩以上	大友義鑑（享祿二年七月） 少貳冬尚（天文三年閏正月） 陶興房 陶隆房
Ⅳ型	等輩以下	大内氏被官（飯田・杉・岡部） 大友氏被官（入田・津久見・田口・田北・白杵・袋・田原・本城・小金丸） 少貳氏被官（江上・馬場・横岳・龍造寺） 筑前・肥前国衆（筑紫・宇久・草野・留守・波多・大村） 筑前杜家（筥崎宮按察法眼）
Ⅴ型	目下	陶氏被官（肥留・吉賀） 白杵被官（成松・長野・松田）
Ⅵ型	目下	白杵被官（小田）

大内義隆あて書状は天文四年八月まではⅡ型であったが、同六年三月以降はⅠ型に上昇している。これは同五年五月に義隆が大宰大弐に任官されたこと⁽²⁸⁾を受けたもので、Ⅰ型の上所は「進上」に、名宛書は「大宰大弐殿」

に変化している。逆に宗氏が受信した文書としては、年未詳十二月二十六日付宗讚岐守(晴康)あて大内義隆書状がある。⁽²⁹⁾名宛書の「大宰大弐大内義隆」は異例のものであるが、上所を「謹上」、名宛書を「宗讚岐守殿」、書止文言を「恐々謹言」としており、宗氏書札礼に照らせばⅢ型に相当する。天文六年以降の宗氏と大内氏との儀礼的關係は、Ⅰ型書状を発信し、Ⅲ型相当の書状を受信するという非対称のものであったことがわかる。御内書(將軍書状)に類する「候也」という文言を使用することに鑑みれば、両者の非対称性はより一層明確になる。

大友義鑑あて書状の初見は享祿二年(一五二九)七月のもので、大友氏の朝鮮遣使(高麗御渡船)に関する返信である。⁽³⁰⁾このとき宗将盛(盛賢)はⅢ型を適用している。ところが、翌年の八月二十七日付書状にはⅡ型を適用し、「家督之儀、雖_下早々可_二申入_一候_上、依_二遼遠_一遲滯非_二本意_一候」と述べ、みずからの家督相続を大友氏側に伝えていなかっただことを詫びている。将盛は大永六年(一五二六)十月の政変で家督を相続したが、享祿元年十月に宗盛治が蜂起して守護館が襲撃されるなど、その権力基盤は不安定であった。⁽³¹⁾こうした状況にあつて大友氏への家督相続の通知がなされないままであつたとみられるが、大友氏との朝鮮遣使に関する交渉に対応するにあたり、ひとまずⅢ型適用の書状を使用していたのであろう。依然として、みずからの家督相続の事実を正式に通知する必要があつたわけであるが、享祿二年九月頃に大友氏との間で博多津公事をめぐる問題が発生した(『跡付』二八号)。翌三年五月頃に問題が解決したことをうけ(『跡付』五七、六七号)、八月二十七日付でⅡ型適用の書状が作成されたのである。少弐冬尚あて書状の初見は天文三年(一五三四)のもので、Ⅲ型の適用であるが、同八年にはⅡ型に上昇している。冬尚は「享祿元年(一五二八)父資元から家督を譲られたと伝え、少弐松法師丸の名で判物などを出しているが、天文五年(一五三六)九月四日父資元が大内氏に攻められて自殺してからは、少弐氏の家督としての名実が備わってくる」とされる。⁽³²⁾宗氏は冬尚の年少期にはⅢ型を適用し、成人して家督としての名実が備わってからはⅡ型

を適用したのである。したがって、大友氏・少弐氏当主は基本的にⅡ型適用の対象であったといえる。

大友氏・少弐氏以外でⅢ型が適用されたのは大内氏重臣の陶興房・隆房（晴賢）父子であり、宗氏が陶氏を「我より少あかりたる方」ないし「等輩」と位置づけたことがわかる。幕府制上は対馬守護と周防守護代という関係性であるが、現実における大内氏との勢力の差異を勘案し、陶氏を等輩以上の扱いとしたのである。なお、守護代宗盛廉は陶氏の使僧である珠森軒にあてた書状（二三三号）のなかで「拙者書状、御父子同前候之間、尾州様用^{（興房・隆房）}御齋名一候。可^レ有^二如何一候哉。可^レ預^二御指南一候」と尋ねている。興房の隠居・出家、および隆房の家督相続をうけ、興房あて書状の名宛書を「大幻齋」（二二六・二二七号）、隆房あて書状の名宛書を「陶殿」（二二四・二二五号）としたことの適否を質問したわけである。このことは名宛人側の意向を尊重し、書状の様式・文言などを調整・変更する場合があることを示唆するとともに、宗氏が陶氏に対して慎重な対応をとっていたことを示すものである。^③

Ⅳ型は大内氏・大友氏・少弐氏の被官、筑前・肥前国衆などに幅広く適用されている。脇付・書止文言は共通するが、贈与文言は主に「令^二進入一候」「進入候」「令^レ進^レ之候」の三種が使用されている。子細に判別すれば、微妙な格差を見出せる可能性もあるが、誤記・誤脱の恐れもあるため、これ以上踏み込むことには慎重でありたい。返信の脇付に「御報」を適用する事例は、筑前守護代杉興運あて書状の一例のみであるが、これが大内氏側の書札礼に配慮した結果である可能性もある。^④Ⅴ型は陶氏・白杵氏の被官に適用されており、Ⅵ型は白杵氏被官の小田氏に適用されている。

封の裏書に関しては、「御ウラハ皆アリ」「御ウラハ一字」との注記がある。前者は名字と官名（「宗刑部少輔」など）を書く厚礼のもの、後者は名字のみ（「宗」）を書く薄礼のものを指すと考えられる。「皆アリ」は岡部氏・大通寺・横岳氏・大村氏・筥崎宮按察法眼（Ⅳ型）、「一字」は成松氏・長野氏（Ⅴ型）あての書状案に注記される。

『伊勢貞順書札礼』においては、1～5型は必ず裏書を書く、6型は他家の被官に対しては書くこともあるが、自家の被官に対しては書かない、7型は一切書かない、という区別があった。これに照らせば、IV型以上を適用するときには名字と官名を裏書し、V型を適用するときには名字のみを裏書するという、より細やかな対応をとっていたことになる。岡部氏以下についてはIV型・V型のどちらを適用するかが曖昧であったために、その区別をするために、意識的に「皆アリ」「一字」の注記を付したのである。

このように、宗氏が類型の選択に慎重であったことに鑑みれば、少弐氏被官の国人から守護へと成長した宗氏にとって、Ⅲ型とⅣ型との区別がアイデンティティに直結する問題であったといえる。その意味において、大内氏当主からⅢ型相当の書状を受信したことは、少弐氏被官(Ⅳ型)との差別化を図るのに好都合であったといえる。一方、大内氏当主は一貫して目上の扱いであるが、義隆の大宰大式任官をうけ、Ⅱ型からⅠ型に変更する対応をとっている。大友義鑑・少弐冬尚は目上ないし等輩以上(Ⅱ型～Ⅲ型)という位置づけであり、大内氏への対応に比べれば、薄礼であるようにみえる。しかし、大内氏と大友氏・少弐氏とともにⅡ型の適用であった時期(享祿三年八月～天文四年八月)においては、大友氏・少弐氏に対する名宛書を「二字書」(大友殿・少弐殿)とする一方で、大内氏に対する名宛書を相対的に薄礼(大内左京大夫殿など)としていた。つまり、宗氏からみて北部九州の儀礼秩序の上位に位置するのは、天文四年までは大友氏・少弐氏であったが、翌五年以降は大内氏であったことになる。大内氏は大宰大式に任官されることで、伝統的な儀礼秩序の逆転を図ったわけである。³⁶⁾

以上の検討結果を整理しておこう。享祿元年～天文八年の守護書状の様式としては、六つの類型が使い分けられていた。時期的にみて、『伊勢加賀守貞満筆記』、もしくはそれに類する伊勢流書札礼を受容していたことが想定される。『伊勢貞順書札礼』(天文二十年)の7型(書止文言を「謹言」とする「被官人の中でも猶さかりたる方」へ

の書状)に相当する書状は確認されない。宗氏は伊勢流書札礼を単純に実践していたわけではなく、『伊勢加賀守貞満筆記』の第一にみられるような類型をアレンジしてⅠ型・Ⅱ型とし、Ⅲ型(第三相当)とあわせて、大内氏・大友氏・少弐氏に対して臨機応変に適用していた。ⅣⅤⅥ型(第四Ⅴ第六相当)については特段のアレンジはみられず、贈与文言と封の裏書に厚薄がみられる程度である。このことは、当該期の宗氏の書札礼が目上ないし等輩以上あての書状作成に強い関心を払ったものであること、換言すれば、大友氏・少弐氏または大内氏を上位とする戦国期北部九州の儀礼秩序、ならびにそれと密接不可分である政治秩序を強く意識したものであることを示している。

三 永禄～天正年間における守護書状の様式

1 守護書状の様式別類型

『跡付』『引着』収載および現存の宗義調(家督在位一五五二～六六、隠居後は断続的に後見政治を実施)発信書状一三三一通、および宗義智(昭景、同一五八〇～一六一五)発信書状一通(天正年間以前に限る)の合計一三三一通をもとにして、差出書・上所・名宛書・脇付・書止文言・贈与文言・形態情報・文書番号(年月日)を一覧化したのが、本稿末尾に付載した【表B】である。これをもとにして、守護書状の様式別の類型化を試みたのが左掲の【表3】である。【表1】のⅠ型が適用された事例はないため、【表3】からはⅠ型を除外した。また、Ⅳ型・Ⅴ型には微妙な差異が認められるため、それぞれⅣa型とⅣb型、Ⅴa型とⅤb型に細分化した。

【表3】宗義調・宗義智書状の様式別類型

類型	差出書	上所	名宛書		脇付	書正文言	贈与文言
Ⅱ型	官名+実名	謹上	名字+殿	なし	なし	恐惶謹言	令進献候
Ⅲ型	実名	謹上	名字+殿 名字+仮名+殿	なし	進覽之候	恐惶謹言 恐々謹言	令進献候 進覽之候 令進入候
Ⅳa型	実名	なし	名字+殿	参御宿所 貴報	恐々謹言	進覽之候 令進入候	
Ⅳb型	実名	なし	姓+官名(仮名)+殿	御宿所 御返報	*恐惶謹言 恐々謹言	進覽(之)候 令進入候 進入候	
Va型	実名	なし	姓+官名(仮名)+殿	御宿所 進之候	恐々謹言	進之候	
Vb型	実名	なし	姓+官名(仮名)+殿	御宿所 なし	恐々謹言 謹言	令進入候 進入候	

(注) 名宛書・脇付・書正文言・贈与文言は、厚礼のものを右側に、薄礼のものを左側に配した。また、用例の少ない文言には「*」を付した。

Ⅱ型・Ⅲ型については、享禄・天文年間(表1)から特段の変化はない。Ⅳ型については、名宛書に二字書(名字+殿)を採り、脇付に「参御宿所」(往信)と「貴報」「御報」(返信)を使用する、やや厚礼のものをⅣa型とし、二字書を採らず、「御宿所」「御返報」を使用するもの(表1)のⅣ型相当をⅣb型とした。なお、大内氏の書札札において「御報」は「御返報」よりも厚礼であること(先述)、かつ「御報」の適用対象が石見の益田元祥(幕府の大外様衆)であることから、「御報」を使用するものをやや厚礼とみなしてⅣa型に分類した。

V型については、脇付に「御宿所」「進^レ之候」を使用するもの（表1）のV型相当をVa型とし、脇付と書止文言との組合せが「御宿所」と「謹言」、または打付書（脇付なし）と「恐々謹言」という変則的なものをVb型とした。『伊勢貞順書札礼』に照らせば、打付書は6・7型、「謹言」は7型に相当するが、「御宿所」または「恐々謹言」をとまなうことから、Vb型に含めることとした。

2 書札礼の適用

宗氏書札礼Ⅱ型とⅤ型の適用対象を整理すれば、【表4】のとおりである。傍線を付した人物は適用される類型に変更があることを示す。

【表4】書札礼の適用対象

Ⅱ型	目上	大友義鎮（永祿八年頃以降）
Ⅲ型	等輩以上	大友義鎮（永祿二年頃以前） 毛利元就 吉見正頼
Ⅳa型	等輩以下	吉川元春 小早川隆景 松浦隆信 横岳家実 益田元祥
Ⅳb型	等輩以下	大友氏被官（白杵・田北・吉岡・高橋・田原・小金丸） 毛利氏被官（市川） 波多氏被官（有浦・河副） 松浦隆信 松浦氏被官（籠手田・樋口・古河） 日高資 日高喜 日高九郎 日高近次郎 横岳家実 その他の肥前・壱岐の国衆・小領主（留守・牧山・保利・黒岩・内山・立石・井手） 筑前国衆（原田）
Va型	目下	毛利氏被官（児玉・武安・赤川・堀立） 波多氏被官（名護屋） 日高喜 日高勝秀 鶴田勝 青木対馬守
Vb型	目下	波多鎮 波多氏老中 日高資

大友義鎮はⅢ型からⅡ型に上昇している。Ⅲ型書状の名宛書は「大友新太郎殿」であり、永祿三年（一五六〇）

三月の左衛門督任官⁽³⁷⁾以前のものとわかるが、六月二十一日付であることから、同二年以前のものとなる。一方、義調の家督相続は天文二十二年（一五五三）正月とみられるので、年次は天文二十二年～永祿二年となる。ただし、書出文言が「雖_下未_二申訓_一候上承及候条令_レ啓候」とあることから、義鎮が初めて義調に書状を送ったことに対する返信として作成した書状とわかる。この段階で義鎮は無官であったため、義調はⅢ型を適用したのであろう。それに対してⅡ型書状の日付は同じく六月二十一日付であるが、差出書が「讃岐守義調」であること、讃岐守任官の時期が永祿七年の秋冬頃であることから、年次は同八年以降となる。義鎮が既に左衛門督・六か国守護・九州探題に任じられていたことがⅡ型適用の要因とみられるものの、往年の大内義隆のようなⅠ型適用には至っていない。なお、義鎮は名目上の「大内家督」を継承していたが、それはあくまで毛利氏を意識したものであり、広範囲に喧伝される性質のものではなかった。⁽⁴⁰⁾

『永祿六年諸役人附』⁽⁴¹⁾によると、「大友左衛門督入道宗麟」と「宗刑部大輔」（義調）はともに「外様衆」であるが、義鎮（宗麟）は相伴衆であるため、義調との間には格差があった。幕府の職制のみならず、その儀礼秩序においても大友氏が優位であったことになる。それゆえ、義調はⅡ型ないしⅢ型の書状を義鎮に発したわけであるが、逆に大友氏書札礼である『御当家筆法認様』には「宗讃岐守義調 二字書殿 付字有」とある。⁽⁴²⁾ 大友氏が謹上書を適用した対象は少弐政興・島津義虎のみであり、義調に対しては謹上書を適用せず、名宛書を筑前・筑後・肥後国衆と同等の二字書（「宗殿」、厳密には「一字書」と称すべきか）とした。⁽⁴³⁾ ただし、他の国衆よりも薄礼の「付字」（脇付あり）であることは、大友氏からみた宗氏がいまだに少弐氏被官としての位置づけであったことを示唆する。ともあれ、この様式は宗氏の書札礼においてはⅣa型に相当する。すなわち、宗氏はⅡ型ないしⅢ型の書状を発信し、大友氏からⅣa型相当の書状を受信するという儀礼上の非対称性が認められるのである。

義調は永祿六年九月頃に刑部大輔に任官された⁽⁴⁴⁾。従来の世襲官途は刑部少輔であったが、九州の国衆層の四職大夫（とくに修理大夫）任官の動きが顕著になるなか、守護家としての面目を保つため、自家の世襲官途に若干の変更を加えるかたちで刑部大輔に任官されたのであろう。伊勢氏被官河村正秀の『貴殿御書案雑々』⁽⁴⁵⁾には、「進之候衆宗形部大輔殿 志岐・津嶋⁽⁴⁶⁾国人也、刑部ケイホウ本ハ進之候衆 謹上也 其後讚岐守ニ被任候也 讚州」とあり、義調あての伊勢貞孝書状の脇付は、もとは「進之候」であったが、「謹上」に変更されている。その時期は讚岐守任官（同七年）より前のことであるから、同六年の刑部大輔任官と「外様衆」編入を契機とする対応であったことになる⁽⁴⁷⁾。このように、宗氏は幕府との関係においては儀礼上の地位を向上させていたが、そのことが大友氏との関係に波及したわけではない。地域に根ざす伝統的な儀礼秩序の強固さが浮き彫りとなる。

毛利氏の急速な勢力拡大にともない、毛利元就にⅢ型を適用し、吉川元春・小早川隆景には脇付を「参人々御中」とするⅣa型を適用している。吉川・小早川両名あての書状の書出文言は「雖下未申通候上：啓入候」であり、義調側から初めて通信を試みたものとわかる。やや厚礼の様式を採用したのは、これが最初の接触であったからであろう。石見津和野の国衆である吉見正頼は毛利氏に従属する存在であったが、元就と同等のⅢ型を適用している。なお、毛利元就・吉見正頼あての守護書状はⅢ型の適用であるが、同時に守護代書状（一〇四号・一五三号）も発信されている。従来、ⅠⅡⅢ型適用の大内氏・大友氏・少弐氏当主には遠慮し、守護代書状が発信されていなかったことを踏まえれば、毛利・吉見両名に対しては総体として薄礼の対応をとったことになる。

肥前の横岳家実（鎮貞）の場合、Ⅳa型からⅣb型へと微妙に下降している。Ⅳa型書状は冒頭に「如貴意、此来者不申承候、緩疎相似候、折節預御音問候、畏悦之至候」とあり、家実から書状が到来したことに対し、しばらくの音信不通を詫びて返信したものとわかる。厚礼文言である「畏悦」を使用し、脇付を「貴報」と

することで低姿勢に出たのであろう。これ以後の家実あて書状はIV b型に落ち着いている。また、益田元祥の場合には書出文言に「如_三芳翰_三未_三申通_三候処」とあり、元祥から初めて書状が到来したことに對する返信とわかる。それゆえ、脇付を「御報」とするIV a型を適用したのであろう。

IV b型の適用範囲の広さは、享祿・天文年間のIV型〔表2〕と同様である。しかし、従来は大内氏・大友氏・少弐氏被官あての書状が多くを占めていたのに対し、肥前・杵岐の国衆・小領主あての書状が増加している。大内氏・少弐氏の滅亡、とりわけ大内氏滅亡後における北部九州の政治構造の転換⁴⁸が影響を及ぼしている。永祿年間の肥前情勢は宗氏の最大の関心事であり、波多氏の内訌発生（七年五月頃）、波多鎮の没落（八年四月）、重臣日高氏の松浦氏への従属、松浦隆信の杵岐入国（八年秋冬頃）、宗氏・松浦氏間における和睦交渉と波多氏の岸岳復帰交渉（十年）という肥前・杵岐情勢の急展開⁴⁹に對応したところが大い。

この間の波多鎮あての書状はIV b型（三年～七年五月）、V b型（八年九月）、V a型（十一年）と乱高下をみせており、鎮の没落直後のV b型への下降、義調が鎮の復帰を支持したことともなうV a型への上昇と理解される。日高資あての書状がV b型（三年二月～七月）からIV b型（五年五月～六年八月）へ上昇したことは、波多氏家中における資の台頭に對応する。日高喜あての書状がIV b型（八年六月）からV a型（十年九月～）へ下降したのは、宗氏と松浦氏・日高氏との対立の先鋭化にともなうものである。

松浦隆信あての書状はIV b型（三年～七年六月）、IV a型（七年十月）、IV b型（八年四月～）と変化している。IV a型の書状は、対馬の百姓が平戸へ逃散したことをうけ、その送還（入返し）を要請したもので、脇付を「參御宿所」とし、「可_レ得_三貴意_三候」という厚礼文言を使用したものである。永祿年間の対立に端を發し、宗氏と松浦氏は天正十四年（二五八六）に交戦することになるが、その和睦の成立をうけ、同十六年四月に松浦道可（隆信）

が宗義智にあてた書状³⁰は、脇付を「参 御返報」、書止文言を「恐々謹言」とするもので、宗氏書札礼のⅣa型に相当する。宗氏と松浦氏との間では、政治情勢の推移にかかわりなく、おおむねⅣa型・Ⅳb型に相当する書状を相互に取り交わしていたことになる。

おわりに

対馬宗氏は室町期から伊勢流書札礼を受容・実践していたとみられ、戦国期の天文二十年における『伊勢貞順書札礼』の伝授は、その一環として位置づけられる。この伝書は室町幕府を中心として形成されてきた書札礼を地方の武家社会に適合するよう一般化・抽象化したものである。こうしたかたちで宗氏は伊勢流書札礼を受容し、かつ地域の実情に適合するようアレンジを加え、周辺勢力との書状の往復を円滑に進めようとしていた。その様相の一端は『大永享祿之比御状并書状之跡付』と『諸家引着』に収録される守護書状案から窺うことができる。宗氏が自家の書札礼を編集した形跡はないが、『跡付』と『引着』は書状作成の実践例——戦国大名・大名被官・国衆・寺家・社家などに発信した守護・守護代書状案——を多数収録したもので、いわば「活きた書札礼」としての性格を帯びるものであった。

そうした実践例から窺える戦国期北部九州の儀礼秩序について、大内氏・大友氏・少弐氏に絞って整理してきた。宗氏は名宛人との儀礼的關係（目上・等輩以上・等輩以下・目下）を考慮し、書札礼の厚薄におおむね五〜六段階のグラデーションを設けていたわけであるが、最も厚礼な様式の適用対象は、天文四年までは大友氏と少弐氏であり、同六年からは大内氏である。このことは、宗氏からみた北部九州の儀礼秩序が同五年における大内

義隆の大宰大弐任官によって逆転したことを示している。大内氏の滅亡後、永祿年間に大友義鎮（宗麟）は名目上の大内家督を継承し、かつ九州探題に補任されたものの、義隆と同等の儀礼的優位性を確保するには至らなかった。両者の差異を明確に説明することは困難であるが、大宰大弐・九州探題という公武の官職に内在する要因は想定しがたく、結局は義隆・義鎮がその任官・補任の事実を周辺勢力に対して喧伝していたか否かに起因するのであろう。義隆の任官後の天文六年三月、宗氏が儀礼的要素を帯びる複数の書状を一括して作成し、これに多くの礼物を添え、使者を派遣したことは、任官祝儀のための対面儀礼が挙行されたことを示唆する。書札礼の問題は、書状の様式（形態）のみに帰結させるのではなく、より広義の儀礼の体系のなかに有機的に位置づける必要があらう。そうした作業を積み重ねることによって、儀礼秩序の輪郭がより明確になってくるのではなからうか。

注

- (1) 谷口雄太『中世足利氏の血統と權威』（吉川弘文館、二〇一九年）。
- (2) 木下聡『中世武家官位の研究』（吉川弘文館、二〇二一年）、山田貴司『中世後期武家官位論（戎光祥出版、二〇一五年）。
- (3) 小久保嘉紀『室町・戦国期儀礼秩序の研究』（臨川書店、二〇二二年）。
- (4) 代表的な研究としては、二本謙一『中世武家儀礼の研究』（吉川弘文館、一九八五年）、同『武家儀礼格式の研究』（吉川弘文館、二〇〇三年）がある。
- (5) 前掲注（2）山田著書第四章・第五章。
- (6) 前掲注（3）小久保著書第三部。
- (7) 水野哲雄「戦国期島津氏領国における伊勢流武家故実の受容と展開」（『年報中世史研究』三三三、二〇〇八年）。
- (8) 本稿は、筆者の口頭報告「戦国期対馬宗氏の書状と書札礼」（九大中世史サマーセミナー、二〇〇七年）が土台となっている。同報告においては、大内義隆の大宰大弐任官を契機として、宗氏が義隆に発信する書状の様式が厚礼化することを見出した。そ

- の後、前掲注(2) 山田著書(二三五頁)は、当該報告のレジユメを引用し、「宗氏の書札礼のうえで、大内氏と大友氏は同格ではなくたっていくのである。大宰大弐任官が、北部九州における大内氏の優勢と支配の正統性、公権としての立場を周囲へ知らしめていた事実を端的に物語っている」と論じた。これをうけて前掲注(3) 小久保著書(二二二頁)は、「御相伴衆となった時期が早く、さらに大宰大弐にも任官した大内氏は、やはり大友氏より儀礼秩序において上位に位置し、また周辺勢力もそのように認識していた」との見解を示している。最近の儀礼秩序研究の進展のなかで、未成稿の私見が一人歩きすることは望ましくなく、その論拠をきちんと示しておく必要があると考えたことが、本稿作成の動機の一つとなっている。煩瑣ではあるが、末尾に【表A】【表B】を掲載して丁寧な根拠を示すことで、今後の研究に資したい。
- (9) 拙著『対馬宗氏の中世史』(吉川弘文館、二〇一七年)一九七―二〇〇頁。
- (10) 「入江文書」一〇七号・弘治二年六月日伊勢貞順軍忠状書札案送状(『史料纂集』)。
- (11) 「籠手田文書」三〇・三一・三五・五四―六二号(『史料纂集』)、蜷川道運『書札之事』(『諸家故実集』書札七、国立公文書館内閣文庫蔵)。
- (12) 原本が九州国立博物館蔵「対馬宗家文書」のなかに含まれている(収蔵品番号P13661、登録名称「伊勢駿河守よりの伝書」)。「伊勢貞順書札礼」を一部翻案したものととして、蜷川親長(一五三三―一六一〇)の「書札認様少々」(『大日本古文書』蜷川家文書五一七九号)がある。なお、宮内庁書陵部蔵の松岡本には近世末期に書写された「書札認様少々」(函架番号286・673)が含まれる。伊勢貞順の系譜関係については、「伊勢貞順書札礼」第四十九条に「拙者親候者貞久」とあり、伊勢貞久の子息とわかる。なお、「道照愚草」の冒頭には「道照ハ伊勢下総守貞久之事、始ハ六郎左衛門尉、伊勢六郎左衛門尉貞順之親」との注記がある。
- (13) 前掲注(9) 拙著一九六―一九七頁。
- (14) 前掲注(4) 二木著書(一九八五年)第二編第二章、宮崎隆旨「伊勢流故実形成に関する一考察」(横田健一先生古稀記念会編『文化史論叢』下、創元社、一九八七年)。
- (15) 家永遵嗣「二五世紀の室町幕府と日本列島の『辺境』」(鍾江宏之・鶴間和幸編『東アジア海をめぐる交流の歴史的展開』東方書店、二〇一〇年)。
- (16) 室町幕府の書札礼の形成過程に関しては、前掲注(4) 二木著書(二〇〇三年)第一部第三章参照。
- (17) 韓国・国史編纂委員会保管「対馬島宗家文書」。翻刻は田中健夫『対外関係と文化交流』(思文閣出版、一九八二年)所収。文

書番号は同書によるが、翻刻はマイクロフィルム写真によって校訂したところがある。

- (18) 韓国・国史編纂委員会保管「対馬島宗家文書」。翻刻は西村圭子「対馬宗氏の『諸家引着』覚書」(『日本女子大学紀要』文学部三四、一九八四年)所収。文書番号は同論考によるが、翻刻は佐伯弘次「諸家引着」校訂表(『村井章介編』『8-17世紀の東アジア海域における人・物・情報の交流』下、科研費成果報告書、二〇〇四年)によって校訂したところがある。

- (19) 第四十条に「状のおもてに実名を如し常書て、うらに名字・官を書候」とある。

- (20) 「等礼」という語に関しては、前掲注(3)小久保著書三七〜三九頁参照。なお、日本古文书学における厚礼・等礼・薄礼は、上行・平行・下行という区分と対応させることで、東アジア比較古文书学への接合が容易になると考える。拙稿「中世日本往復外交文書をめぐる様式論的検討」(『国立歴史民俗博物館研究報告』二二四、二〇二一年)二四六頁参照。

- (21) 『伊勢貞順書札』第四十九条には「細川右京大夫殿高国官を被_レ申上_二候時、古伊勢守貞陸に様体被_レ相尋_一候間、於_二殿中_一則拙者親候者貞久認候て進_レ之候、其調様此分也」とあり、伊勢貞陸・貞久の代の先例が参照されたことがわかる。

- (22) 前掲注(9)拙著二六〜三八頁、八九〜九一頁。

- (23) 書状の点数のカウント方法について断つておくと、たとえば杉豊前守あて盛賢書状案(二九号)に「白杵安芸守殿へも御文章同前二被_レ遣」とあるように、同文にて発給されたことがわかる事例も含めている。また、別紙追而書(後掲注(25)参照)も一通としてカウントしている。

- (24) 謝意文言に関しては、宗氏の書状においては、用法に揺れが認められ、蛭川説のような用法を採用していたとは考えがたい。

- (25) 同一人物に同日付(ないしはごく近い日付)で数通の書状が発信される場合や、追而書を一通の書状に仕立てて作成する場合もある(【表A】【表B】参照)。前者については、厚礼で贈与文言をともしなう儀礼的な書状、および相対的に薄礼で贈与文言をともしなわない実務的な書状が組み合わされている。家督相続や任官の祝儀など、重要なイベントがあるときにみられる。すなわち、この種の書状は対面儀礼と密接不可分であるとみられ、書状の作成方法やそこに記される礼物などに着目し、書状の領域と対面儀礼の領域との接点を探る必要もあろう。後者の場合、本紙に相当する書状は厚礼で贈与文言をともしなうが、付属の書状(追而書)は相対的に薄礼で贈与文言をともしなわないという傾向がみられる。なお、追而書を本紙の袖に書くのは薄礼であるが、別紙に書くのは厚礼な作法である。この点については、相田二郎『日本の古文书』上(岩波書店、一九四九年)六〇七〜六一〇頁参照。

- (26) 前掲注(9) 拙著一八五頁。
- (27) 前掲注(3) 小久保著書七二〜七三頁、二二三頁。
- (28) 前掲注(2) 山田著書二二一〜二二三頁。
- (29) 武田勝蔵「宗家文書の中より(一)」(『史学』五一三、一九二六年)。宗晴康の讃岐守任官は天文十一年春のことであり、大内義隆が同二十年九月に没することから、ひとまず年次は天文十一〜十九年に絞られる。書状に「為三乗福寺建立」、至朝鮮国一差三渡徳雲軒候、毎時副三別心候者、可_レ為_レ喜悦候也」とあるが、この間の朝鮮遣使としては、第一に義隆が同十二年に派遣した日本国王使(正使は香積寺心月受竺)が知られる(須田牧子『中世日朝関係と大内氏』東京大学出版会、二〇一一年、七四頁)。しかし、当該書状には「徳雲軒」とあるため一致しない。第二に同十六年秋・冬の義隆名義の遣使(正使稽圃西堂)が知られる(『明宗実録』二年十一月丙午(二十九年)条)。稽圃西堂が徳雲軒と同一人物であるか否かは検討を要するが、当該の遣使にかかわる書状であるならば、年次は天文十五年もしくは十六年となる。
- (30) 大友氏は日本国王使船の派遣に必須となる牙符(第二牙符)を保持しており、享祿元年(大永八・一五二八)八月から翌年五月にかけて朝鮮に滞在した国王使(正使一鶚)は大友義鑑名義の図書の造給を交渉している(橋本雄『中世日本の国際関係』吉川弘文館、二〇〇五年、一九八〜二〇一頁)。国王使は八月十二日に齊浦に到達し、二月十二日に漢城で饞宴を受け、五月頃まで齊浦に滞在している(『中宗実録』二十三年八月壬戌条、二十四年二月己卯条・五月甲辰条)。七月三日付盛賢書状案(二五〜二六号)に「無相連帰朝、日出候」などとあることから、一連の書状案は復路に関わるものとみられる。
- (31) 拙著『中世対馬宗氏領国と朝鮮』(山川出版社、二〇〇七年) 第二部第二章。
- (32) 川添昭二「少式冬尚」(『国史大辞典』七、吉川弘文館、一九八六年)。
- (33) 陶氏あての書状の場合、守護書状が名字十官名十殿という薄礼の作法をとるのに対し、守護代書状は厚礼の「字書」を採用している。
- (34) 後年のことであるが、天文十九年に杉興運が大宰権少式に任官されることで、筑前守護大内義隆と守護代杉興運との関係が大宰少式と権少式という体裁で裝飾されたという(前掲注(2) 山田著書三三二頁)。このことを参考にすると、天文七年時点で既に権少式に擬せられる存在であった可能性もある。
- (35) 封の裏書について、享祿二年七月三日付の大友義鑑あて書状案には「御ウラハ一字」とある。このとき将盛(盛賢)は無官であり、書状の差出書を「平盛賢」としていることから、封の裏書には「平」の一字を書いたものと考えられる。通例は名字十官

名(宗刑部少輔など)を書くところであるが、無官であったことから、あえて注記を付したのであろう。

(36) 九州探題渋川氏との儀礼的關係が気がりなところであるが、現段階で渋川氏あて書状が確認されないため、大友氏・少弐氏または大内氏が戦国期北部九州の儀礼秩序の「最上位」に位置づけられていたと評価しうるか否かは判断を保留したい。

(37) 前掲注(2) 木下著書三〇九頁。

(38) 前掲注(9) 拙著二〇八頁。

(39) 前掲注(9) 拙著二一八～二二〇頁。

(40) 前掲注(2) 山田著書二六九頁、八木直樹『戦国大名大友氏の権力構造』(戎光祥出版、二〇二二年) 四七三～四七四頁参照。

(41) 長節子「所謂「永祿六年諸役人附」について」(『史学文学』四一、一九六二年)、黒嶋敏「光源院殿御代当参衆并足軽以下衆覚」を読む」(『東京大学史料編纂所研究紀要』一四、二〇〇四年) 参照。なお、韓国・国史編纂委員会保管「対馬島宗家文書」には「永祿六年諸役人附」の写本が含まれている。

(42) 『増補訂正編年大友史料』三二所収。

(43) 前掲注(3) 小久保著書二二三頁。

(44) 前掲注(9) 拙著二一八～二二二頁。

(45) 前掲注(2) 木下著書二二二～二二二頁。

(46) 宮内庁書陵部蔵(松岡本)。東京大学史料編纂所写真帳に拠った。

(47) 「壹岐・津島国人」とあるが、ここでいう「国人」とは、『永祿六年諸役人附』に「外様衆 大名在国衆 号「国人」也」とあるように、「大名在国衆」を指す語であり、いわゆる国人領主や国衆を指すものではない。なお、「壹岐」とあるのが錯誤である可能性もあるが、永祿年間に壹岐をめぐる政治情勢が流動化し、その実質的な支配者として台頭する日高氏との対立を深めていくことに鑑みれば、宗氏が壹岐支配の正統性を幕府側に主張していた可能性もある。

(48) 堀本一繁「一五五〇年代における大友氏の北部九州支配の進展」(『九州史学』一六二、二〇二二年)。

(49) 前掲注(18) 西村論考、および『北波多町誌』通史編一(二〇一一年) 参照。当該期の肥前・壹岐情勢の詳細に関しては、前掲注(47)の問題を含め、別稿にて検討したい。

(50) 前掲注(29) 武田論考所引。

【表A】享祿・天文年間における守護書状の様式

差出書		上所	名宛書	脇付	書止文言	贈与文言	形態情報	文書番号(年月日)
大内氏	平盛賢「将盛」	謹上	大内左京大夫殿 〔義興〕	なし	恐惶謹言	なし	なし	三〇(享祿元・一・九)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内新介殿「義隆」	なし	恐惶謹言	礼紙・折懸	礼紙・折懸	一(享祿二・一〇・二六) 二(享祿二・一〇・二七)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内左京大夫殿 〔義隆〕	なし	恐惶謹言	礼紙・折懸	礼紙・折懸	一一(享祿二・一〇・二七) 一二(天文元・七・二二)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内左京大夫殿 〔義隆〕	なし	恐惶謹言	なし	なし	一七(天文元・一一・一三) 一四〇(天文二・四・一一)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内左京大夫殿 〔義隆〕	なし	恐惶謹言	なし	なし	一八(天文元・二・一三)、一四一(同二・四・一一)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内左京大夫殿 〔義隆〕	なし	恐惶謹言	なし	なし	一六七(天文三・六・二四)、一七七(同四・八・六)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内左京大夫殿 〔義隆〕	なし	恐惶謹言	なし	なし	一六八(天文三・六・二四) 二〇三(天文六・三・一五)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内左京大夫殿 〔義隆〕	なし	恐惶謹言	礼紙	御教書紙・立文・ 立文	二〇四(天文六・三・一五) 二三四(天文七・三・一五)、二四二(同七・三・二八)、 二六二(同七・一〇・二〇)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内左京大夫殿 〔義隆〕	なし	恐惶謹言	小文	御教書紙・立文・ 立文	二二九(天文六・三・一三) 二〇五(天文六・三・一五)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内左京大夫殿 〔義隆〕	なし	恐惶謹言	なし	「是ハ謹上書ナク候」	二三五(天文七・二・一三)、一五、二六〇(同七・七・一)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内左京大夫殿 〔義隆〕	なし	恐惶謹言	なし	なし	二七五(天文八・六・一六)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内左京大夫殿 〔義隆〕	なし	恐惶謹言	礼紙	礼紙	三三一(大永八・八・二)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内左京大夫殿 〔義隆〕	なし	恐惶謹言	礼紙(おりかけにてハなし)	礼紙(おりかけにてハなし)	一八(享祿二・四・一五)
大内氏	大内左京大夫殿 〔義隆〕	謹上	大内左京大夫殿 〔義隆〕	なし	恐惶謹言	なし	なし	三(享祿二・一〇・二六)

盛賢〔将盛〕	なし	〔長景〕 白杵民部少輔殿	御返報	恐々謹言	令進入候	なし	二六〔享祿二・七・三〕
盛賢〔将盛〕	なし	白杵内蔵助殿	御宿所	恐々謹言	令進之候	なし	*八二〔享祿三・八・二七〕
盛賢〔将盛〕	なし	白杵中務少輔殿	御宿所	恐々謹言	令進之候	なし	*八二〔享祿三・八・二七〕
貞泰〔晴康〕	なし	連 白杵安芸守殿〔親〕	御宿所	恐々謹言	令進入候	なし	二八三〔天文八・六・六〕
将盛	なし	連 白杵安芸守殿〔親〕	御宿所	恐々謹言	なし	なし	二二六〔天文三・閏正・二〕、三二五〔同六・五・二四〕
盛賢〔将盛〕	なし	連 白杵安芸守殿〔親〕	御宿所	恐々謹言	令進入候	なし	九六〔享祿四・八・七〕、一三四〔天文二・九・一九〕
盛賢〔将盛〕	なし	田口伊賀守殿〔親〕 忠・津久見備中守殿〔親〕 常清・田北大和守殿〔親〕 員・入田丹後守殿〔親〕 兼	御返報	恐々謹言	なし	なし	二五〔享祿二・七・三〕、一〇八〔同五・四・二四〕、一〇九〔同五・四・二四追而書〕
盛賢〔将盛〕	なし	〔常清〕 津久見備中守殿	御宿所	恐々謹言	令進之候	なし	*二九〔享祿元・一・七〕、五二〔同三・三・二二〕、五八〔同三・五・二六〕、七八〔同三・八・二七〕、七九〔同三・八・二七追而書〕、九一〔同四・六・二二〕、一四九・一五〇〔天文一・七・一〕
盛賢〔将盛〕	なし	〔常清〕 津久見備中守殿	御宿所	恐々謹言	令進之候	なし	*八二〔享祿三・八・二七〕
大和守貞泰〔晴康〕	謹上	大友殿〔義鑑〕	なし	恐惶謹言	令進獻候	なし	二七五〔天文三・閏正・二〕、三三四〔同六・五・二四〕
刑部少輔将盛	謹上	大友殿〔義鑑〕	なし	恐惶謹言	令進獻候	なし	二七六〔享祿三・八・二七〕
						礼紙	七五〔享祿三・八・二七〕
							九二〔享祿四・八・七〕
							二五七〔天文三・閏正・二〕、三三四〔同六・五・二四〕
							二二三〔天文六・五・二四〕
							二八一〔天文八・六・六〕
							八二〔享祿三・八・二七〕
							厚様、御教書紙
							なし
							なし
							九三〔享祿四・八・七〕
							五七〔享祿三・五・二六〕、七七〔同三・八・二七〕
							五一〔享祿三・三・二二〕
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候
							令進之候
							なし
							令進入候

盛賢〔将盛〕	なし	波多志岐守殿〔盛〕	御宿所	恐々謹言	なし	なし	四八〔享禄三・二・一七〕、七二〔同三・八・一一〕
将盛	なし	波多志岐守殿〔盛〕	御宿所	恐々謹言	なし	なし	六八〔享禄三・七・二〕
将盛	なし	波多志岐守殿〔盛〕	御宿所	恐々謹言	なし	なし	六九〔享禄三・七・二〕
貞尚〔晴康〕	なし	波多志岐守殿〔盛〕	御返報	恐々謹言	なし	なし	一七二〔天文三・四・二〕、一八六〔同四・三・一五〕
盛賢〔将盛〕	なし	波多下野守殿〔興〕	御宿所	恐々謹言	なし	なし	一三六〔天文三・四・二〕
将盛	なし	波多下野守殿〔興〕	御返報	恐々謹言	なし	なし	二七・二七二〔天文八・六・二〕
貞尚〔晴康〕	なし	波多下野守殿〔興〕	御宿所	恐々謹言	なし	なし	二七・二七二〔天文八・六・二〕、*七二〔同三・八・二〕
盛賢〔将盛〕	なし	波多下野守殿〔興〕	御返報	恐々謹言	なし	なし	*四八〔享禄三・二・一七〕、*七二〔同三・八・二〕
将盛	なし	波多下野守殿〔興〕	御宿所	恐々謹言	なし	なし	七〇〔享禄三・七・二〕
貞尚〔晴康〕	なし	波多下野守殿〔興〕	御宿所	恐々謹言	なし	なし	一七二〔天文三・八・二〕
盛賢〔将盛〕	なし	波多下野守殿〔興〕	御返報	恐々謹言	なし	なし	*二七二〔天文八・六・二〕
将盛	なし	大村新八郎殿〔純前カ〕	御進之候	令進之候	〔御ウラハ皆アリ〕	四三〔享禄元・九・二〕	
筑前社家宛	なし	宮崎宮按察法眼	御返報	恐々謹言	なし	一〇六〔享禄五・三・一九〕	
盛賢〔将盛〕	なし	宮崎宮按察法眼	御返報	恐々謹言	なし	一九六〔天文五・六・二八〕	
将盛	なし	御房	御返報	恐々謹言	〔御うらハみなあり〕		

※すべて『大永享禄之比御状并書状之跡付』による。
 ※宗狩野介あて書状（四七号）は特殊事例につき除外した。
 ※書状の年次は推定にもとづくものもある。また、付年号の年次を改めたところもある。
 ※同文で発信したことが知られる事例については、文書番号に*を付した。

【表B】永禄〜天正年間における守護書状の様式

差出書		上所	名宛書		脇付	書止文言	贈与文言	文書番号(年月日)
義調	大友氏関	義調	大友新太郎殿〔義鎮〕	なし	恐惶謹言	令進入候	跡付三二二(永禄二・六・二二)	
義調	讚岐守義調	謹上	大友殿〔義鎮〕	なし	恐惶謹言	令進獻候	跡付三二一(永禄八・六・二二)	
義調		なし	白杵登左衛門尉殿	御宿所	恐々謹言	令進入候	引着一七(永禄三・一・一五)	
		なし	白杵神五郎・田北九郎左衛門尉殿・吉岡越前守〔長増〕・白杵四郎左衛門尉殿〔鑑速〕	御宿所	恐々謹言	なし	引着四二(永禄四・九・二二)	
		なし	白杵新介殿〔鎮唐〕	御返報	恐々謹言	令進入候	引着一六〇(永禄八・九・七)	
		なし	高橋三河守殿〔鑑種〕	御宿所	恐々謹言	令進入候	引着一五八(永禄八・九・七)	
		なし	田原河内守殿	御返報	恐々謹言	なし	引着四三(永禄四・九・二二)	
		なし	小金丸民部大輔〔夫〕殿	御宿所	恐々謹言	令進入候	引着一六五(永禄八・九・二五)	
義調		なし		御返報	恐々謹言	令進入候	引着一六六(永禄八・九・二五追而書)	
義調		なし		御宿所	恐々謹言	なし	引着四三(永禄四・九・二二)	
義調	毛利氏関	謹上	毛利陸奥守殿〔元就〕	進覽之候	恐惶謹言	令進獻候	引着一四九(永禄八・八・四)	
義調		なし	橘川殿〔吉川元春〕	所 御宿	恐々謹言	進覽之候	引着一〇八(永禄七・四・六)	
義調		なし	小早川殿〔隆景〕	所 御宿	恐々謹言	進覽之候	引着一五〇(永禄八・八・四)	
義調		謹上	吉見殿〔正頼〕	進覽之候	恐々謹言	令進獻候	*引着一五〇(永禄八・八・四)	
義調		謹上	吉見大藏大輔殿〔正頼〕	進覽之候	恐惶謹言	進覽之候	引着六七(永禄五・四・一〇)	
義調		なし	市河式部少輔殿〔経好〕	御宿所	恐々謹言	なし	引着〇二(永禄七・三・二三)、一四八(同八・八・二)	
					恐惶謹言	令進入候	跡付三二三(未詳)	
					恐惶謹言	令進入候	引着一〇三(永禄七・三・二三)	
					恐惶謹言	令進入候	引着一五一(永禄八・八・四 恐々謹言の誤りカ)	

義調	日高氏一族	宛	御宿所	謹言 恐々謹言	進入候	引着一(永祿三・二・二八) 引着五一(永祿五・八・二)、*一一〇(永祿七・五・二三) 引着七五(永祿六・五・一五、袖追而書、八五(同六・八・二六)
義調	なし	古河治部左衛門尉殿	御宿所	恐々謹言	なし	
義調	なし	樋口橘右衛門尉殿	御宿所	恐々謹言	進入候カ	*引着一六(永祿七・六・一七)、二二四(同七・一〇・二一)、 *引着一六(永祿七・六・一七)、二二四(同七・一〇・二一)、 *引着一六(永祿七・六・一七)、二二四(同七・一〇・二一)、 *引着九七(永祿六・閏二・一四)
義調	なし	籠手田左衛門大夫殿〔定経〕	御宿所	恐々謹言	進入候	引着九七(永祿六・閏二・一四)
義調	なし	籠手田兵部少輔殿〔定経〕	御宿所	恐々謹言	なし	
義調	なし	松浦肥前守入道殿〔隆信・道可〕	御宿所	恐々謹言	令進入候	引着一二(永祿三・五・?) 跡付三一(元龜二・七・?追而書)
義調	なし	松浦肥前守殿〔隆信〕	御宿所	恐々謹言	令進入候	引着二(永祿三・三・九)、九二(同六・九・一六、一六(同七・六・一七追而書) 引着九五(同六・閏二・一四) 引着九一(永祿六・九・一六)、九六(同六・閏二・一四)、一二五(同七・六・一七)、一二三(同七・一〇・二二追而書)、一三九(同八・四・二二)、一四〇(同八・四・二二追而書、跡付三二(永祿二・二・二六)
義調	なし	名護屋甚助殿	なし	恐々謹言	進入候カ	*引着一〇(永祿七・五・二三)
義調	なし	名護屋新三郎殿	御宿所	恐々謹言	進入候	引着五三(永祿五・八・二)、*八五(同六・八・二六)
義調	なし	日高大和守殿〔資〕・隈崎右衛門督殿・佐〔値〕賀式部大夫殿	御宿所	恐々謹言	なし	
義調	なし	名護屋新三郎殿	御宿所	恐々謹言	なし	
義調	なし	波多津伯耆守殿	なし	恐々謹言	なし	
義調	なし	波多津伯耆守殿	なし	恐々謹言	なし	
義調	なし	波多津伯耆守殿	なし	恐々謹言	なし	

戦国期対馬宗氏の書札礼

義調	なし	立石和泉守殿	御宿所	恐々謹言 なし	なし	*引着二一七(永禄八・三・九)
義調	なし	立石善左衛門尉殿	御宿所	恐々謹言 なし	なし	*引着二一八(永禄七・七・二〇)
義調	なし	立石主計頭殿	御宿所	恐々謹言 なし	なし	*引着二一八(永禄七・七・二〇)
義調	なし	内山備前守殿	御宿所	恐々謹言 なし	なし	*引着二一八(永禄七・七・二〇)、一三七(同八・三・九)
義調	なし	黒岩備前守殿	御宿所	恐々謹言 なし	なし	*引着二一八(永禄七・七・二〇)、*一三七(同八・三・九)
義調	なし	保利次郎左衛門尉殿	御宿所	恐々謹言 なし	なし	*引着二一八(永禄七・七・二〇)、*一三七(同八・三・九)
義調	なし	牧山源六殿	御返報	恐々謹言 進入候	なし	引着六一八(永禄五・一一・二九)
義調	なし	鶴田因幡守殿〔勝〕	進之候	恐々謹言 なし	なし	跡付三二八(永禄一一・二・二〇)
義調	なし	留守宮内少輔殿	御宿所	恐々謹言 進入候	なし	引着二一九(永禄八・九・二五)
義調	なし	留守宮内大輔殿	御宿所	恐々謹言 令進入候	なし	*引着二一六四(永禄八・九・二五)
義調	なし	横岳兵庫頭殿〔鎮貞・家実〕	御返報	恐々謹言 進入候	なし	横岳二二八(天正一三・七・六)
義調	なし	横岳兵庫頭殿〔鎮貞・家実〕	御宿所	不宣 令進候	なし	横岳二二七(？・七・二六)
義調	なし	横岳弥十郎殿〔鎮貞・家実〕	貴報	恐々謹言 なし	なし	横岳二二九(天正一三・七・六追而書)
肥前国衆・喜岐小領主等宛	なし	日高監物助殿〔勝秀〕	進之候	恐々謹言 進之候	なし	跡付三二五(永禄一一・二・二〇)
義調	なし	日高近次郎殿	御返報	恐々謹言 進入候	なし	跡付三二四(永禄八・六・七)
義調	なし	日高大膳亮殿	進之候	恐々謹言 進之候	なし	跡付三二三(永禄一〇・一一・七)、三二四(同一・二・二〇)
義調	なし	日高甲斐守殿〔喜〕	進之候	恐々謹言 進之候	なし	鶴田(永禄一〇・九・六)
義調	なし	日高九郎殿	御宿所	恐々謹言 進入候	なし	引着三二(永禄三・三・九)
義調	なし		なし	恐々謹言 令進入候	なし	引着五五(永禄五・八・二)、八六(同六・八・二六)、*一一〇(同七・五・三三)
義調	なし		御宿所	恐々謹言 なし	なし	引着二一八(永禄七・七・二〇)
義調	なし		進之候	恐々謹言 なし	なし	引着二二七(永禄八・三・九)
義調	なし		進之候	恐々謹言 進之候	なし	跡付三二五(永禄一一・二・二〇)
義調	なし		御返報	恐々謹言 進入候	なし	跡付三二四(永禄八・六・七)
義調	なし		進之候	恐々謹言 進之候	なし	跡付三二三(永禄一〇・一一・七)、三二四(同一・二・二〇)
義調	なし		進之候	恐々謹言 進之候	なし	跡付三二五(永禄一一・二・二〇)

義調	なし	立石三河守殿	御宿所	恐々謹言	なし	*引着一三七(永禄八・三・九)
義調	なし	井手八郎左衛門尉殿	御宿所	恐々謹言	なし	*引着一三八(永禄七・七・二〇)
義調	なし	井手善左衛門尉殿	御宿所	恐々謹言	なし	*引着一三七(永禄八・三・九)
義調	なし	松雲軒	几下	恐々謹言		*引着一三七(永禄八・三・九〔裏一字〕)
筑前国衆・石見国衆・肥前寺家・長門商人・伊勢御師等宛						
義調	なし	原田彈正少弼入道殿〔了荣〕	御返報	恐々謹言	令進入候	引着一〇〇(永禄七・二・二七)
義調	なし	青木对馬守殿	御宿所	恐々謹言	進入候	青木(？・二・二八)
義調	なし	益田右衛門佐殿〔元祥〕	御報	恐々謹言	進入候	益田七五八(？・九・五)
義調	拜呈	円通寺	侍者禪師	恐々謹言	進献候	引着二三(永禄三・七・?)
義調	なし	西光寺	侍者禪師	恐々謹言	令進入候	引着二四(永禄三・七・?)
〔義調〕	なし	知覚坊	なし	恐々	進之候	跡付三二六(永禄一・二・二〇)
〔義調〕	なし	高塚寺	玉床下	恐々謹言	進之候	跡付三二七(永禄一・二・二〇)
義調	なし	伊藤与三右衛門尉殿	なし	恐々謹言	なし	引着二三五(永禄八・正・二八)
義調	なし	伊藤佐渡守殿〔盛良〕	なし	恐々謹言	なし	引着二二六(永禄八・正・二八)
義調	なし	伊藤和泉守殿〔盛重〕	なし	恐々謹言	なし	伊藤二(永禄一〇・八・二二)
義調	なし	高向二頭大夫殿	進之候	恐々謹言	進入候	引着八〇(永禄六・五・七)
〔義調〕	なし	藤之坊	御同宿中	恐々謹言	令進入候	引着一〇六(永禄七・四・四)

※引着 諸家引着 跡付 大永享禄之比御状并書状之跡付 横岳 横岳家文書(西国武士团関係史料集)二三・横岳文書(鶴田 鶴田家文書(惣領家、武雄市歴史資料館寄託) 青木 青木家文書(福岡市史)資料編中世一) 益田 益田家文書(大日本古文書) 益田家文書三) 伊藤 伊藤家文書(下関市史)資料編四)

※一〇号の下条左衛門宛の文書は書下様式につき除外した。
 ※書状の年次は推定にもとづくものもある。
 ※同文で発信したことが知られる事例については、文書番号に*を付した。